

[参考 1] 最低賃金について

1 適用

東京都最低賃金は、東京都内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢の区別なく適用され、同最低賃金額以上の賃金を支払わない使用者は最低賃金法第 4 条違反として罰則の対象となります。

派遣中の労働者については、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。

2 金額

次の金額は、最低賃金に算入されません。

- (1) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- (2) 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- (3) 1 か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- (4) 時間外労働、休日労働及び深夜労働の手当

[参考 2] 東京都最低賃金の改正状況（過去 10 年間）

	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
引上額	2 円	4 円	5 円	20 円	27 円
時間額	710 円	714 円	719 円	739 円	766 円

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
引上額	25 円	30 円	16 円	13 円	19 円
時間額	791 円	821 円	837 円	850 円	869 円

[参考 3] 全国における平成 26 年度地域別最低賃金改正の状況

北海道	748 円	東京	888 円	滋賀	746 円	香川	702 円
青森	679 円	神奈川	887 円	京都	789 円	愛媛	680 円
岩手	678 円	新潟	715 円	大阪	838 円	高知	677 円
宮城	710 円	富山	728 円	兵庫	776 円	福岡	727 円
秋田	679 円	石川	718 円	奈良	724 円	佐賀	678 円
山形	680 円	福井	716 円	和歌山	715 円	長崎	677 円
福島	689 円	山梨	721 円	鳥取	677 円	熊本	677 円
茨城	729 円	長野	728 円	島根	679 円	大分	677 円
栃木	733 円	岐阜	738 円	岡山	719 円	宮崎	677 円
群馬	721 円	静岡	765 円	広島	750 円	鹿児島	678 円
埼玉	802 円	愛知	800 円	山口	715 円	沖縄	677 円
千葉	798 円	三重	753 円	徳島	679 円	加重平均	780 円